

全建事発第 112 号

平成 22 年 12 月 21 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

**下請債権保全支援事業及び
地域建設業経営強化融資制度の延長等について**

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅建設業者等は依然として、極めて厳しい状況に直面しているところです。

このため、国土交通省では、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）において、建設業に対する下請債権保全に係る支援及び資金調達の円滑化に係る支援を強化することとしています。

これを受け、各制度の拡充・延長（1 年間）がされることになりましたので、貴会会員に対しまして、周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上



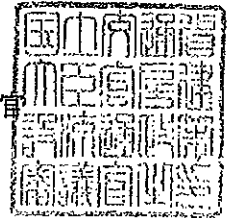
国総建第211号

国総建整第206号

平成22年12月14日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



下請債権保全支援事業の拡充及び延長について

標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、本年3月より開始し、利用が図られてきたところですが、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅下請建設業者等は依然として極めて厳しい経営環境に直面しているところです。

このため、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業に対する下請債権保全に係る支援を強化することとされたところです。

これを受け、元請建設業者に係る要件の緩和、下請契約等締結時から保証を開始できる新たな保証方式の追加など本事業の内容を拡充するとともに、事業期間を1年間延長することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。

【参考】下請債権保全支援事業に係る国土交通省ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000033.html



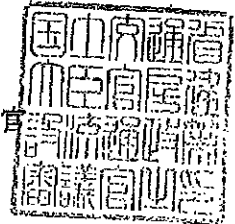
国総建第215号

国総建整第210号

平成22年12月14日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



地域建設業経営強化融資制度の延長等について

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところですが、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところです。

これを受け、本制度を1年間延長するとともに、その対象工事について、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を追加する措置を講じることとしました。これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、同制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導、周知をお願いします。

【参考】地域建設業経営強化融資制度に係る国土交通省ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000011.html

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

「取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは…」

制度が拡充・延長されました
(平成22年12月22日開始)

下請債権保全支援事業



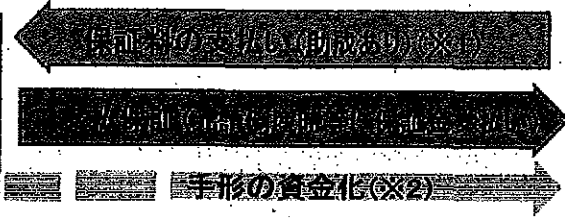
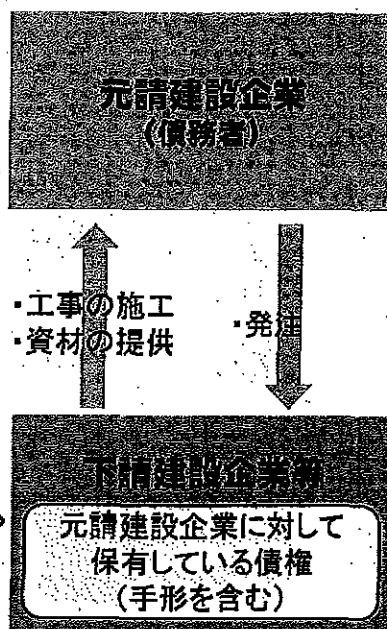
下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します!

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が助成されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。

なお、新たに、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から保証を受けられるようになりました【枠保証】。

(下線部は、平成22年12月22日からの拡充部分)



(※1)保証料の助成は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2)一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)	
北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*)	03-6219-1310
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(*・枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-4799-5290
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*)手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠)枠保証に対応するファクタリング会社(12/22~)

~制度の期限が平成24年3月31日まで延長されました~

(平成22年度補正予算)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成22年12月更新)

元請建設企業のみなさんへ

「公共工事等の受注に伴い、
保証人・不動産担保なく、融資を受けたいと望む…」

制度が拡充・延長されました
(平成22年12月22日開始)

地域建設業経営強化融資制度

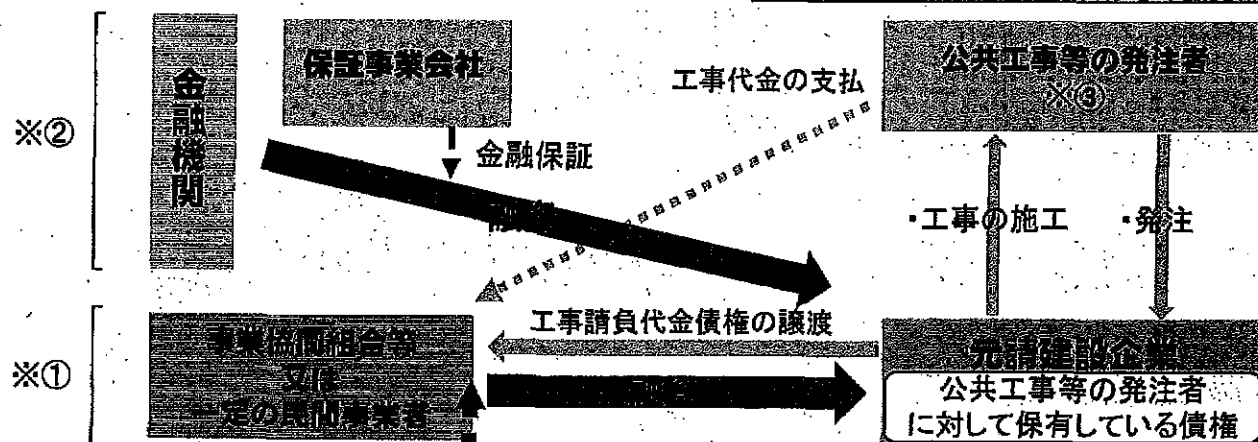
公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！



制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます(複数回利用可)。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合も、新たに融資の対象となりました。

(下線部は、平成22年12月22日からの拡充部分)



関連金利について助成(年率1.2%上限)等

- ※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)
- ※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)
- ※③: 公共工事及び公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)の発注者。

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について
融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikln.or.jp/salmu/keieiyouka.html>

※②について
北海道建設業信用保証株式会社 011-221-2092
東日本建設業保証株式会社 03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社 06-6543-2944
(順不同)

～制度の期限が平成24年3月31日まで延長されました～
(平成22年度補正予算)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成22年12月更新)